

# 2017年度

## 教育職員専修免許状申請希望者へ

2017年度教育職員専修免許状申請予定者で、専修免許状に特定分野の記入を希望する場合は、9月29日(金)までに各校地の免許資格課程センター事務室に申し込みに来てください。

### 特定分野とは

2002年(平成14年)7月1日施行の「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」(以下「改正省令」という。)により、専修免許状には大学院での専攻を記入するものとし、改正省令で例示された特定の分野又は授与権者(本学から一括申請する場合は京都府教育委員会)が適当と認めた分野に関する単位を12単位以上修得した場合は、当該分野を記入することができます。

本改正は教員の得意分野を明記し、もって特色ある学校づくりに生かすことを目的としたものです。

本学におきましても、改正省令により、専修免許状に分野を記入することを希望する者についてのみ、分野を京都府教育委員会に申請します。